

## 検定合格証等の送付に関するご案内

平成27年4月  
公益社団法人 産業安全技術協会  
検定部長

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
検定部から申請者様へ発行する書類は、信書にあたることから、通常の宅配便等ではご送付できませんのでご留意願います。信書にあたる書類は以下のとおりです。

### 検定部から送付する信書にあたる書類の例

- 合格証（新規検定、更新検定、記載事項変更）、不合格通知書、鉱工業品試験結果書
- 受付／確認済み（受付印などを押した）申請者控え書類  
例：各種申請書、立会試験日程確認書、立会試験結果書、製造検査設備等の概要書、委任状
- 領収書
- 検定員など弊協会職員からのご案内等

上記の書類（以下、合格証等）を直接お引き取りにならず、送付をご希望される場合、以下のいずれかの方法でお送り致しますので、予めご了承願います。

### 合格証等を送付できる方法

- 飛脚特定信書便（佐川急便株式会社）による着払い
- レターパックプラス（日本郵便株式会社）\*1  
\*1：レターパックライトは、対面届けではないため、ご利用できません。

但し、レターパックプラスを希望の際は、予めレターパックプラスを弊協会へ送付して頂く必要がございます。

また、以下の場合、合格証等を送付できませんので、ご注意願います。

### 合格証等を送付できない例

- 信書を扱えない送付方法  
一例：各種宅配便（ヤマト運輸、佐川急便等）、ゆうパック・ゆうメール等（日本郵便）
- 手紙（第一種郵便物）による送付\*2  
\*2：但し、申請者控え書類、領収書、弊協会からのご案内等は今までどおり手紙（レターパックライト可）でお送りできます。予め宛先を記載し、切手を貼った封筒（手紙の場合）又はレターパックライトを送付願います。
- 信書を扱えない送付方法で、供試品と同梱で送付
- 元払いによる送付

合格証等の送付に関してご不明な点がございましたら、検定部長までお問い合わせ願います。  
また、海外へ合格証等送付を希望される場合も、検定部長までご相談願います。

ご不便をお掛けして大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力頂きますよう宜しくお願い致します。

以上